

監査公告第15号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した観光戦略部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成30年1月25日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

観光戦略部定期監査結果報告

第1 監査期間

平成29年12月8日から平成30年1月10日まで

第2 監査の対象

観光交流課、首都圏戦略室、文化振興室、県九谷焼美術館、加賀山代温泉財産区

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。(聴取の主な内容は別紙のとおりである。)

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、関係課宛に別途通知したところである。

第5 監査意見

- ・指定管理制度における修繕費の取り扱いについて、次のとおり意見を付す。

加賀山代温泉総湯の指定管理において、修繕費負担の取り扱いが他の指定管理施設と異なるとの説明であるが、過去の経緯から違いが生まれたにせよ、その理由が何で、どの程度に影響するのか、また、それは本来指定管理委託の中で対応すべきものなのか、改めて見直す時期ではないか。

より良い施設運営に向けて、事柄を整理し書面で提示することで、協定書に記載される協議の基礎とするなど、所管課として工夫するよう努められたい。長きにわたり同じ議論を繰り返しており、速やかな対応を期待する。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

観光戦略部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 加賀山代温泉財産区

- ・加賀山代温泉財産区の経営状況について

2. 観光交流課・首都圏戦略室

- ・関西圏等への観光プロモーション強化について
- ・東京2023加賀プロジェクトについて
- ・海外都市交流について
- ・インバウンド推進について

3. 文化振興室・石川県九谷焼美術館

- ・北前船日本遺産推進事業について
- ・深田久弥山の文化館の指定管理について
- ・観光交流人口に寄与する文化施策について